

福岡県嘉穂郡桂川町議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

①監視機能の発揮

閉会中の付託案件として、各常任委員会は任期中ひとつ以上の重点審査項目を設け、毎月2回程度、執行部所管課と所管課以外の管理職の出席を求め、継続審査を行っている。

目的は、所管課以外の管理職にも委員会審査を理解してもらい情報を共有することと、執行部各所属長からの行事予定・事業計画等の報告を受けることにある。

このことから、執行部の動向をいち早く察知して、議会運営の参考とすることをはじめ、定例会・臨時会での上程案件審議などに役立てている。

2 住民に開かれた議会

①本会議放映実施

議会事務局の体制強化が望めない現状では、広報紙に議会結果報告を掲載するのみであったが、住民への議会啓発のため、今年度CATV業者と業務委託契約を締結し、定例会・臨時会の放映を開始した。

放映にあたり、字幕を活用して議事内容をよりよく理解してもらう工夫を行い、またボランティア団体に依頼して手話通訳の導入も検討した。

手話通訳については、専門用語等の通訳に課題もあることから、次年度実施にむけて精力的に調整している。

広報紙・議会放映のほかHPでのオンデマンド放映についても早期実現を目指しており、このことにより、議会広報の補充をおこなっている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

①議会改革

平成16年9月に、嘉飯山2市8町合併協議会を離脱したことにより、桂川町は「財政非常事態宣言」を表明するに至った。

そのため財政再建の一助として、同年12月には議員定数の改正条例案を発議して18人を14人に、また平成18年10月には14人を12人に削減し、平成17年度からは特例条例による議員報酬の減額に取り組んでいる。